

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部改正（案） の概要について

厚生・産業常任委員会 資料 2
令和 5 年（2023 年）10 月 6 日
子ども・青少年局

民法の一部改正等に対応するもの

1. 青少年の年齢規定の改正 第 10 条

- 成人年齢および婚姻適齢が 18 歳に統一された民法改正に伴い、成年擬制を削除します。
- 家庭環境の多様化、インターネット利用の低年齢化等により、未就学児の健全な育成を阻害する行為が増加していることから、未就学児の保護を手厚くするため、年齢規定を拡大します。

6 歳以上 18 歳未満の者
(婚姻した女子を除く)

改正

18 歳未満の者

規定の拡大に伴う影響

- ※ この年齢規定は、第 10 条以降の規制に適用されます。〔例：有害興行の制限（第 12 条）、深夜外出の制限（第 22 条）、深夜の営業を行う施設への立入りの制限（第 22 条の 2）等〕

社会情勢の変化により関係機関等の意見を踏まえ対応するもの

2. 深夜外出の制限規定の改正 第 22 条 第 27 条第 4 項第 4 号（罰則：10 万円以下の罰金または料料）

- 現行の深夜外出の制限規定では、「深夜に青少年を連れ出し、または同伴してはならない」としており、家出少年等を単に宿泊させる行為に規制が及んでおらず、青少年を自宅以外の場所に宿泊させる等の行為は規制できていないことから、宿泊させる行為等についても制限規定に追加します。

連れ出す 同伴する

改正

連れ出す 同伴する とどめおく

罰則の伴う
禁止行為の
追加

- ※ 「とどめおく」とは自宅等以外の場所に居させる、宿泊させる等をいいます。
- 罰則は「連れ出す」等と同じく 10 万円以下の罰金または料料（第 27 条第 4 項第 4 号）。

3. 【新設】児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 第 24 条の 2 第 27 条第 2 項第 1 2 号（罰則：30 万円以下の罰金）

- 青少年に対して児童ポルノ等を撮影させて送信させる、いわゆる自画撮り被害が全国的に増加しているところであり、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為が放置される環境は青少年の健全な育成を阻害するものであることから当該行為を禁止します。

第 24 条の 2 として

新設

「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」を条文に追加

罰則の伴う
禁止行為の
追加

- 更に、悪性が明確または不当な手段を用いた次のような行為に対しては、違法性の程度が高いため、30 万円以下の罰金を設けます（第 27 条第 2 項第 1 2 号）。
 - ① 拒まれたにもかかわらず提供を求めた場合
 - ② 威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または対償を供与する等した場合

4. 【新設】使用済み下着等の譲受け等の禁止 第 24 条の 3、第 25 条第 8 号 第 27 条第 2 項第 1 3 号・1 4 号（罰則：30 万円以下の罰金）

- SNS 等インターネット上では、青少年から使用済み下着等（だ液、ふん尿を含む）を購入する等の書き込みが散見され、青少年の性被害や倫理観、労働観を喪失させるなど、健全な育成を阻害することになるため、使用済み下着等の譲受け等の行為を禁止します。

第 24 条の 3 として

新設

「使用済み下着等の譲受け等の禁止」を条文に追加

罰則の伴う
禁止行為の
追加

- 使用済み下着等に関して、次の行為を禁止し、30 万円以下の罰金を設けます（第 27 条第 2 項第 1 3 号・1 4 号）。
 - ① 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、譲り受けること
 - ② 青少年から有償の譲渡の委託を受けること
 - ③ 青少年に有償の譲渡の相手方を紹介すること
 - ④ 青少年に有償で譲渡するよう勧誘すること
- 更にこれらの行為を知って、場所を提供し、または周旋することを禁止します（第 25 条第 8 号）。

施行期日：公布の日から起算して 6 月を経過した日
(ただし、第 10 条の「婚姻した女子を除く」の削除については令和 6 年 4 月 1 日施行)

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正により女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられ、また、家庭環境の多様化、インターネット利用の低年齢化など、青少年を取り巻く環境は変化しています。

そして、近年、SNS等の利用に起因した未成年者誘拐、性犯罪、青少年に自己の児童ポルノを撮影させて送信させる事案等が多く発生しています。さらに、青少年の使用した下着等を買取る者等も絶えず存在しています。

このような、青少年を取り巻く環境の変化や、青少年の健全な育成を阻害する行為が発生している現状に鑑み、保護の対象となる青少年の範囲を拡大するとともに、児童ポルノ等の提供を求める行為等を新たに規制の対象とするため、滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 女性の婚姻開始年齢の引上げに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第1条の規定による改正後の第10条関係）
- (2) 健全育成を阻害する行為の規制に係る保護の対象となる青少年に6歳未満の者を加えることとします。（第2条の規定による改正後の第10条関係）
- (3) 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年をとどめてはならないこととします。（第2条の規定による改正後の第22条関係）
- (4) 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととします。（第2条の規定による改正後の第24条の2関係）
- (5) 何人も、次に掲げる行為をしてはならないこととします。（第2条の規定による改正後の第24条の3関係）
 - ア 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等を譲り受けること。
 - イ 青少年から使用済み下着等の有償の譲渡の委託を受けること。
 - ウ 青少年に使用済み下着等の有償の譲渡の相手方を紹介すること。
 - エ 青少年に使用済み下着等を有償で譲渡するよう勧誘すること。
- (6) (5)に規定する行為について、場所の提供等を禁止することとします。（第2条の規定による改正後の第25条関係）
- (7) (4)の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとします。（第2条の規定による改正後の第27条関係）
 - ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者
 - イ 当該青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または当該青少年に対し、対償を供与し、もしくはその供与の申込みもしくは約束をする方法により、当該提供を行う

ように求めた者

(8) (5)の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとします。（第2条の規定による改正後の第27条関係）

(9) その他

ア この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行することとします。

ただし、(1)は令和6年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和 52 年滋賀県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「いい、婚姻した女子を除く」を「いう」に改める。

第 2 条 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条中「6 歳以上」を削る。

第 22 条第 2 項中「または同伴して」を「同伴し、またはとどめて」に改める。

第 24 条の次に次の 2 条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第 24 条の 2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノおよび同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。第 27 条第 2 項第 12 号において同じ。）の提供を求めてはならない。

（使用済み下着等の譲受け等の禁止）

第 24 条の 3 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等（青少年が一度使用した下着または青少年のだ液もしくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下この条において同じ。）を譲り受けること。
- (2) 青少年から使用済み下着等の有償の譲渡の委託を受けること。
- (3) 青少年に使用済み下着等の有償の譲渡の相手方を紹介すること。
- (4) 青少年に使用済み下着等を有償で譲渡するよう勧誘すること。

第 25 条に次の 1 号を加える。

(8) 前条に規定する行為

第 27 条第 2 項中第 12 号を第 14 号とし、第 11 号の次に次の 2 号を加える。

(12) 第 24 条の 2 の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または当該青少年に対し、対償を供与し、もしくはその供与の申込みもしくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

(13) 第 24 条の 3 の規定に違反した者

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>（業者の自主規制）</p> <p>第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（6歳以上18歳未満の者をいい、<u>婚姻した女子を除く</u>。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>（業者の自主規制）</p> <p>第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（6歳以上18歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （業者の自主規制）</p> <p>第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（<u>6歳以上</u>18歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</p> <p>第11条～第21条 省略 （深夜外出の制限）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、<u>または同伴してはならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第22条の2～第24条 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第9条 省略 （業者の自主規制）</p> <p>第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。</p> <p>第11条～第21条 省略 （深夜外出の制限）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、<u>同伴し、またはとどめてはならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第22条の2～第24条 省略 <u>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</u></p> <p>第24条の2 <u>何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノおよび同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により</u></p>

(新設)

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、または青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、または周旋してはならない。

(1)～(7) 省略

(新設)

第26条 省略

(罰則)

認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。第27条第2項第12号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(使用済み下着等の譲受け等の禁止)

第24条の3 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等（青少年が一度使用した下着または青少年のだ液もしくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下この条において同じ。）を譲り受けること。

(2) 青少年から使用済み下着等の有償の譲渡の委託を受けること。

(3) 青少年に使用済み下着等の有償の譲渡の相手方を紹介すること。

(4) 青少年に使用済み下着等を有償で譲渡するよう勧誘すること。

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、または青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、または周旋してはならない。

(1)～(7) 省略

(8) 前条に規定する行為

第26条 省略

(罰則)

第27条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(11) 省略

(新設)

(新設)

(12) 省略

3～5 省略

第28条以下 省略

第27条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(11) 省略

(12) 第24条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または当該青少年に対し、対償を供与し、もしくはその供与の申込みもしくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

(13) 第24条の3の規定に違反した者

(14) 省略

3～5 省略

第28条以下 省略